

■財産、地方債及び一時借入金の現在高

	区分	前年度末現在高分	増減高	25年3月末現在高
土地	本 庁 舎	21,389m ²	0 m ²	21,389m ²
	公 共 用 財 产	288,810m ²	0 m ²	288,810m ²
	そ の 他 の 行 政 機 関	1,574m ²	0 m ²	1,574m ²
	山 林	22,155,255m ²	0 m ²	22,155,255m ²
	そ の 他	3,879,948m ²	0 m ²	3,879,948m ²
	計	26,346,976m ²	0 m ²	26,346,976m ²
建物	区 分	前年度末現在高分	増減高	25年3月末現在高
	本 庁 舎	3,241m ²	0 m ²	3,241m ²
	公 共 用 財 产	38,991m ²	0 m ²	38,991m ²
	そ の 他 の 行 政 機 関	532m ²	0 m ²	532m ²
	そ の 他	0m ²	0 m ²	0m ²
車両	区 分	前年度末現在高分	増減高	25年3月末現在高
	車両	52台	△3台	49台
証券有価	区 分	前年度末現在高分	増減高	25年3月末現在高
	株券	5,441万円	0万円	5,441万円
出資による権利	区 分	前年度末現在高分	増減高	25年3月末現在高
	出資金	2,698万円	0万円	2,698万円
債権	区 分	前年度末現在高分	増減高	25年3月末現在高
	奨学金貸付金	3,219万円	△76万円	3,142万円
	計	3,219万円	△76万円	3,142万円
基金	区 分	前年度末現在高分	増減高	25年3月末現在高
	一般会計財政調整基金	13億7,562万円	0万円	13億7,562万円
	一般会計減債基金	1億 870万円	0万円	1億 870万円
	そ の 他 目 的 基 金	8億8,056万円	0万円	8億8,056万円
	計	23億6,488万円	0万円	23億6,488万円
一時借入金及び地方債	会計区分	前年度末現在高分	増減高	25年3月末現在高
	一般会計	23億6,507万円	△1億6,012万円	22億 495万円
	特別会計	13億9,315万円	△6,654万円	13億2,661万円
	計	37億5,822万円	△2億2,666万円	35億3,156万円

■住民の負担状況

※現年課税分調定額による

①村 稅

(人口 2,759人、世帯数 1,229世帯)

区分	税目	村民一人当たり	一世帯当たり
直接負担する村税	村民税個人分	22,673円	50,898円
	村民税法人分	1,255円	2,818円
	純固定資産税	28,998円	65,098円
	軽自動車税	1,904円	4,274円
間接的に負担する村税	たばこ税	5,537円	12,430円
	計	60,367円	135,518円

②国民健康保険税

(加入被保険者数 835人、加入世帯数 507世帯)

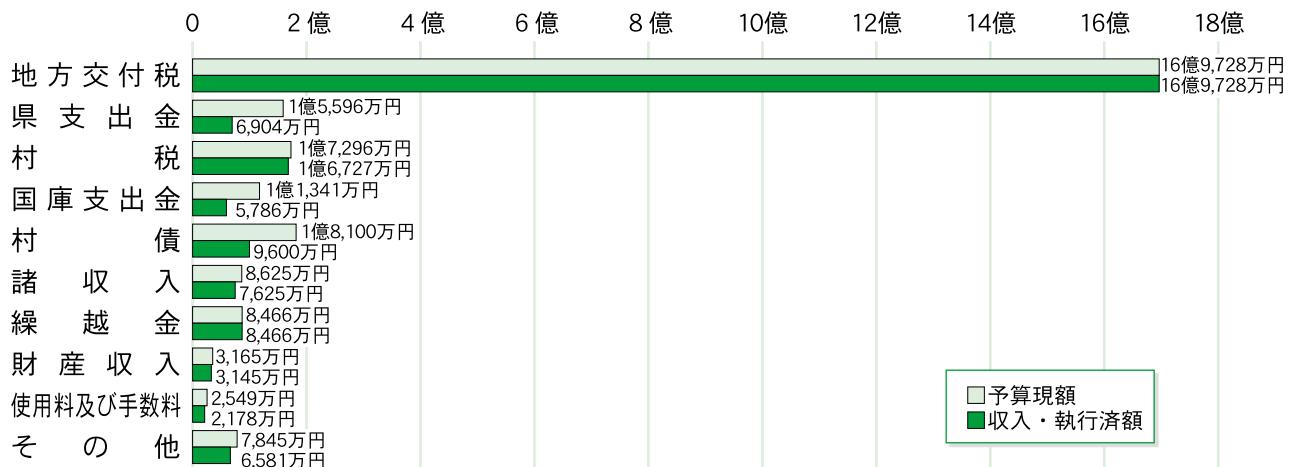
加入者一人当たり	加入者一世帯当たり
75,883円	124,974円

村の財政状況をお知らせいたします

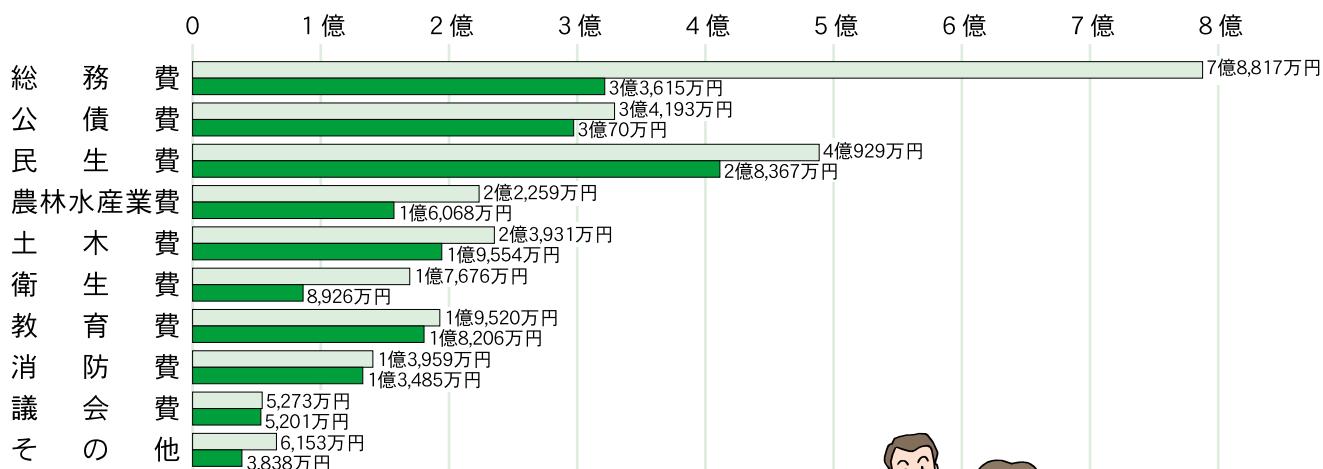
村では、村民の皆さんに財政事情を知っていただくため、毎年2回、財政状況の概要を公表しています。今回は、平成24年度予算の3月31日現在についてお知らせします。なお、決算額については、10月号でお知らせします。

■一般会計歳入歳出予算の執行状況

歳入予算執行状況



歳出予算執行状況



歳入歳出予算現額	26億2,710万円
歳入	収入済額
	23億6,741万円
	収入率
	90.1%
歳出	執行済額
	17億7,330万円
	執行率
	67.5%



■特別会計歳入歳出予算の執行状況

※(注)特別会計収入不足分については、一般会計からの会計間流用により執行しています。

会計区分	予算現額	収入済額	収入率	執行済額	執行率
国民健康保険事業勘定	4億6,297万円	4億1,333万円	89.3%	4億477万円	87.4%
国民健康保険診療施設勘定	1億4,151万円	7,590万円	53.6%	1億2,380万円	87.5%
特別養護施設	3億9,533万円	2億9,727万円	75.2%	3億7,774万円	95.6%
簡易水道事業	7,461万円	3,713万円	49.8%	6,544万円	87.7%
農業集落排水事業	6,896万円	1,620万円	23.5%	6,072万円	88.0%
下水道事業	4,224万円	1,342万円	31.8%	3,474万円	82.2%
介護保険事業勘定	4億4,172万円	2億9,820万円	67.5%	3億8,224万円	86.5%
後期高齢者医療	4,173万円	4,030万円	96.6%	4,032万円	96.6%
合 計	16億6,908万円	11億9,175万円	71.4%	14億8,977万円	89.3%

生涯学習センター だより

☎60-9000
(こあに電話)

【芸能まつり詳細】

日 時

7月28日(日) 午後1時 開演

場 所

上小阿仁村生涯学習センター
1階 多目的ホール

プログラム順や練習日程などは申込者による代表者会議の話し合いにより決定いたしますのでご了承願います。

問い合わせ・申し込み先

上小阿仁村公民館

☎(60)9000



●問い合わせ先
上小阿仁村公民館
☎(60)9000

開校式では、村長・学長あいさつ、北秋田警察署による「自分で守ろう自分の命！」と題した講話が行われ、交通事故防止について学びました。次回は6月11日(火)に小学生との交流会を計画しています。

ことぶき大学では、随時参加者を募集しておりますので、興味のある方は公民館までお問い合わせください。

●講座開催日
平成25年7月1日(月)
時間 午前10時～12時
場所 生涯学習センター

●申込・お問い合わせ
上小阿仁村公民館
☎(60)9000

●参加申込み期限 6月21日(金)
出演者代表者会議
6月27日(木) 学習センター
午後6時30分～

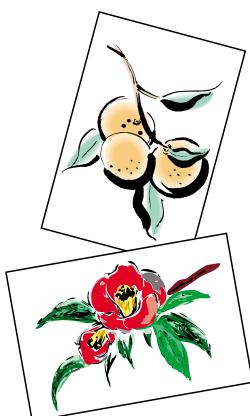
第15回
芸能まつり
参加者募集中
7月28日(日)

5月8日(水)、生涯学習センターでことぶき大学開校式が行われ、今年度の活動がスタートしました。

ことぶき大学開校式



「絵手紙講座」のお知らせ



学習センターでは毎月第1月曜日に絵手紙サークルを開催しております。昨年の絵手紙講座の参加者有志によるサークル活動ですが、随時参加者を募集しております。

7月と8月は昨年に引き続き、北秋田市の作山キヌ氏による絵手紙講座を開催します。

絵手紙は絵や字の上手・下手は関係ありません。誰でも気軽に取り組むことができますので、興味のある方はどうぞお気軽にご参加下さい。

講座開催日

平成25年7月1日(月)

時間 午前10時～12時

場所 生涯学習センター

●申込・お問い合わせ
上小阿仁村公民館
☎(60)9000

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れのある皆さんへ

平成25年度中の後納保険料

○後納制度のメリット

- 2年以上前の保険料を納めることにより、
①将来受け取る年金額が増額されます。
- ②年金の受給資格が得られる可能性があります。

1ヵ月分の後納保険料を納める事により
老齢基礎年金が増額される目安としては…

$$\frac{786,500\text{円} \text{※平成25年度年金額}}{480\text{ヵ月}(40\text{年} \times 12\text{ヵ月})} = 1,638\text{円(年額)}$$

増額された年金額が毎年支給されます。

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、お申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長されます。
※延長される10年とは納めようとする月前10年以内の期間です。

(例) 平成15年4月→平成25年4月末

お申込みから納めていただくまでの手順

- (被保険者) 申込書の送付依頼
- 年金事務所から申込書が送付されます。
- (被保険者) 申込書に記入のうえ、年金事務所に提出します。
- 年金事務所において、申込書の審査・承認などを行います。
 - 承認通知書、納付書、リーフレット送付
- (被保険者) 納付書により金融機関・コンビニ等で納めてください。

ご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満の方
10年以内に納め忘れの期間(納付免除以外)や未加入期間をお持ちの方

- ② 60歳以上65歳未満の方
①の期間のほか任意加入中の納め忘れの期間をお持ちの方

- ③ 65歳以上の方
年金受給資格が無く任意加入中の方など
※老齢基礎年金を受給している方はお申し込みできません。

①後納保険料額=②当時の保険料額+③加算額

平成15年度	1 4,860	1 3,300	1,560
平成16年度	1 4,640	1 3,300	1,340
平成17年度	1 4,690	1 3,580	1,110
平成18年度	1 4,750	1 3,860	890
平成19年度	1 4,780	1 4,100	680
平成20年度	1 4,890	1 4,410	480
平成21年度	1 4,970	1 4,660	310
平成22年度	1 5,240	1 5,100	140
平成23年度	1 5,020	1 5,020	加算なし

■免除期間をお持ちの方
全額免除や一部免除(一部納付済、若年者納付猶予及び学生納付特例を受けていた期間は、後納制度をご利用できません。)
納付を希望する場合は、「追納制度」をご利用ください。

●問い合わせ先
鷹巣年金事務所

☎ (77) 2222 621490

●お問い合わせ先
住民福祉課 住民福祉班
※公務員の方は勤務先へお問い合わせ下さい。
☎ (77) 2222 621490

■支給額
一律 月額 1万5千円
【3歳以上小学校修了前】
第1・2子 月額 1万円
第3子以降 月額 1万5千円

【中学生】
一律 月額 1万円

■提出に必要なもの
・受給者の健康保険証の写し
・年金加入証明書(厚生年金の方)
・1月2日以降に転入された方は前住所地発行の福祉用(扶養人数のわかるもの)所得証明書

中学校修了前までのお子さんを養育している方は、毎年6月中に必ず「現況届」を提出しなければなりません。この現況届は、6月1日現在の状況を記入し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。現況届を提出しないと、受給資格のある方でも、6月以降の手当が支給されないことがあります。忘れないで提出しましょう。

児童手当の現況届の提出は6月中に!

一辺が1m以上の「大型粗大ごみ」を収集します

収集日及び収集場所

☆捨てる粗大ごみには、必ず名前を付けて下さい。

期 日	部 落 名	収 集 場 所
6月17日(月) 【 上 部 】	大海、水無、沖田面、大林、小田瀬、南沢、 不動羅、中茂、八木沢	午前8時までに各部落の通常の粗大ごみ を出す集積所に出してください。
6月21日(金) 【 下 部 】	長信田、羽立、大阿瀬、堂川、下仏社、上仏社、杉花 小沢田、福館、下五反沢、中五反沢、上五反沢	

収集する粗大ごみ

☆一般家庭ごみで、一辺が1m以上の物

- ・家 具 類……ベット、タンス、応接セット（ガラスは除きます。）
- ・設 備 類……洗面台、流し台、浴 槽（配管等の資材は除きます。）
- ・戸 窓 類……障 子、ふすま（ガラス、アルミサッシは除きます。）

☆収集しない粗大ごみは、絶対出さないで下さい。

収集しない粗大ごみ

- ☆一般家庭で、一辺が1m未満の物 ポット、炊飯器、電子レンジ、ビデオデッキ、ガスコンロ等（以上の物は、通常の収集日に出して下さい。）
- ☆布団、マットレス等 布団、マットレス、カーペット、衣類、ガラス、アルミサッシ、タタミ、紙類、その他リサイクルできる物（布団、マットレス、カーペットで、50cm未満に裁断した物は通常の収集日に出して下さい。）
- ☆トタン類 トタン タキロン
- ☆産業廃棄物 自動二輪車、農機具類、農業用資材等の廃材、配管資材等の廃材、配電線、コンクリート類、合成繊維類、合成ゴム類、プラスチック類、発泡スチロール類、ワイヤーロープ、タイヤ類、工具類、ビニール類等
- ☆危険物 爆発性・引火性・有毒性のあるもの、ガス類、石油類、薬品類（農薬含む）、消火器、ガスボンベ、バッテリー、ドラム缶、廃油等
- ☆家電4品目 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、テレビ、エアコン
- ☆家庭系パソコン
- ☆自転車、一輪車

※大型粗大ごみ収集に関するお問い合わせは、住民福祉課住民福祉班（☎77-2222）までお願いします。

特定計量器の定期検査を実施します

計量法の規定により、取引や証明に使用する計量器は、2年に1回の検査を受けなければなりません。この検査を受けないと50万円以下の罰金が課せられることもあります。対象となる計量器をお持ちの方は忘れずに受検しましょう。

■検査日時
平成25年6月25日（火）午前10時30分～11時30分

■検査会場
上小阿仁開発センター 集会室

■対象となるもの
①手数料（現金）

②特定計量器定期検査通知書
③検査の対象となる計量器及びかりに付く定量おもり

●問い合わせ
産業課 林務商工班
（77）22223

●対象となる計量器
検定認印や証明に使用される計量器で、検定認印または基準適合証印が付いているもの。
※検定認印・基準適合証印が付いていない計量器は、取引や証明に使えないことができません。

地域活性化応援隊日誌

④ 桧本編

こんにちは。桜本杉人です。

八木沢集落では寒い5月をくぐり抜けようやく桜が咲きました。桜の葉と花が同時に出てきて、春から初夏へ一気に季節が進んだようです。新緑が眩しいです。山菜はウドやアイコを探りに山へ入っています。初物を食べたのは5月に入つてからでした。ウドの苦味やアイコの甘さを噛み締めると春だなあと実感します。



ふたりであーでもなくこーでもなく、山菜を探りながらのんびり歩きました。今まで、山に入つても頂上へ向けて登るばかりでしたが、道路脇の植物に目が向くようになります。いままではただの草むらだったのが、ウドやソデコを見つけられるようになりました。上小阿仁の奥はまだ雪が残つており、季節が違うなあと思いました。そして雪が消えたらまた行きましょうということになりました。また6月には太平山の山開き村民登山があるので、また山を歩いて準備したいと思います。

ていました。ヤブを踏み分けて、ふたりであーでもなくこーでもなく、山菜を探りながらのんびり歩きました。今まで、山に入つても頂上へ向けて登るばかりでしたが、道路脇の植物に目が向くようになります。いままではただの草むらだったのが、ウドやソデコを見つけられるようになりました。上小阿仁の奥はまだ雪が残つており、季節が違うなあと思いました。そして雪が消えたらまた行きましょうということになりました。また6月には太平山の山開き村民登山があるので、また山を歩いて準備したいと思います。

寄付のご案内について

本年度もふるさと納税の申込を受付しております。村の取り組みを支援したいとお考えの方は、ぜひこの制度をご理解いただき、ご支援をお願いします。

「ふるさと納税制度」は、ふるさとや応援したい自治体への寄付金の額が個人住民税や所得税から一定限度控除される制度です。平成24年度は12人の方から総額61万円のご寄付をいただきました。ありがとうございました。

かみこあに応援基金

ふるさと納税制度

寄付金の活用について

て人々が元気になる事業
助け合い、支え合う地域社会づくりの充実、農産物や特産品の開発及び流通促進等の充実

④ ふるさとの人々が、安全で安心して暮らせるための事業

地域の公共交通を支える体制の充実や来村者の交通利便性の確保

⑤ その他、村長が必要と認める事業

寄付金の活用について

いただいた寄付金の一部は、い樹い樹むらづくり活動補助金のうちの「環境づくり活動」に限定し、集落内の環境の改善を図るため、花壇の整備やゴミ集積所の修繕等の費用に活用させていただきます。
平成24年度は、集落環境づくり活動補助金に6集落から申請があり、27万2千円の寄付金を活用させていただきました。

● 寄付の申込先

総務課 企画班

☎ (77) 2221

③ 豊かな恵みを活かした交流を通じ

- ① ふるさとの自然、景観を活かした事業
- ② ふるさとの伝統芸能、文化の伝承に関する事業
- ③ 古より彼岸の中日（春分の日）に行われる「万灯火」の充実

先日、八木沢の敏雄さんと堀内沢や長滝沢の林道を歩きました。敏雄さんの若いころ、北秋田市の根子集落と八木沢集落を結んだ道を探そうということで出かけたのですが、60年もの時間が開くと、記憶も道路もとぎれとぎれになつ

煙や田圃の準備も大急ぎです！
それでは田んぼに行つてきます！

